

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
点検結果報告書

共通様式

①法人名称	学校法人大阪産業大学
②設置大学名称	大阪産業大学
③担当部署	大学事務部・法人本部事務局総務部・内部監査室
④問合せ先	072-875-3001
⑤点検結果の確定日	令和 8 年 9 月 25 日
⑥点検結果の公表日	令和 8 年 9 月 26 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.osaka-sandai.ac.jp/about/public/governance.html
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 １－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神「偉大なる平凡人たれ」には、名誉や地位、富の獲得といった功利主義的な考えを超え、人間社会への貢献を生きがいとし、その喜びを感じられる人材となることを願う創立者の想いが込められています。 この理念を基盤に、社会人としての教養と倫理観を養い、思いやりとやさしさを持ちながら、変化の激しい社会に対応できる能力と主体的に取り組む意欲を備え、社会と産業に貢献できる実践的な「産業人」を育成することを目指しています。また、教育基本法に則り、学校教育法に定める大学として、産業に関する学術を中心に幅広い知識を授けるとともに、専門性の高い学術を教授・研究し、個性豊かで教養ある人格を備えた応用力と実践性に富む有為な人材を育成し、文化の向上、産業・地域の発展に寄与することを目的としています。人間形成と創造性開発に重点を置いた教育を通じ、自己確立の信念を持つ人材を育成することが、本学の使命です。「偉大なる平凡人たれ」という建学の精神のもと、学生をはじめとする多様なステークホルダーにこの理念及び目的を明示し、広く共有しています。 【掲載先 URL】 https://www.osaka-sandai.ac.jp/about/educationpolicy.html
実施項目 １－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	各学部・研究科では、「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）、「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の３つのポリシーを明確にし、入学から卒業・修了に至る学びの道筋を提示するとともに、その成果を公表しています。また、教育の質向上のために毎年度自己点検・評価を実施し、その結果を「自己点検・評価報告書」として取りまとめ、公表しています。さらに、内部質保証に関する方針に基づき、教育研究活動や学修環境の検証・改善を恒常的に進めることで、教育の透明性と信頼性を確保、および学びの質の継続的な向上に取り組んでいます。 https://www.osaka-sandai.ac.jp/about/public/policy.html https://www.osaka-sandai.ac.jp/about/public/osu_policy.html#point01

実施項目 1-1 ③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長は、理事会の構成員としての立場を十分に認識し、委任された権限を適切に行使しながら、教育・研究の目的達成に向けてリーダーシップを発揮し、大学の教学運営を統括するとともに、所属職員を統督しています。副学長は、学長の職務全般を補佐し、管理運営および教学に関する業務を遂行するとともに、学長から委任された特定の業務を処理します。委任される業務の詳細は学内に明示されています。学部長は、学長の指示のもと、学部内の教学運営業務を統括し、業務を遂行するとともに、学部所属の教員を指揮監督しています。協議会は、大学運営上の重要事項について、教授会（全学教育機構会議を含む）、各種委員会、および事務部門から上程された議案について全学的な視点で審議し、最終決定を学長が行っています。教授会（全学教育機構会議を含む）の機能と役割については学園規程に明確に示しています。各種委員会の運営については、それぞれ運営規則を定めた規程を整備しています。各種委員会は、入試制度、学習支援、学生生活、就職支援、研究倫理などの課題について審議し、専門的な立場から施策を立案しています。
実施項目 1-1 ④	説明
教職協働体制の確保	教員と事務職員は、教育研究活動の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため、適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保しています。また、教学運営の円滑化を目的とし、各部門間の情報共有を強化しながら、教育の質向上に向けた取り組みを推進しています。これにより、教育・研究活動の効率化と組織全体の機能強化を図っています。
実施項目 1-1 ⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	本学では「大学運営に関する方針」を定め、公式 Web サイトにて公表しています。その中で組織的なスタッフ・ディベロップメント（SD）の推進を掲げ、教職員の大学運営に必要な資質向上を図っています。具体的には、内部質保証推進委員会の下に SD 部会を設置し、「大阪産業大学 SD 活動実施要項」に基づいた年次計画のもと、体系的な SD 研修を毎年度実施しています。また、「求める教員像および教員組織の編制に関する方針」に基づき、体系的なファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を展開しています。内部質保証推進委員会下に設置した FD 部会は、当年度の事業計画や高等教育の動向を踏まえた研修会の企画・立案を行っています。また、「大阪産業大学 FD 活動実施要項」に沿って組織的に全学および学部・研究科単位での FD 活動を実施し、全専任教員の参加状況を管理・把握しています。以上の取り組みは、内部質保証およびガバナンス強化の基盤

	として位置付けられており、継続的な改善を通じて教育研究と大学運営の質的向上に寄与しています。
--	--

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	本学園は創立 100 周年（2028 年）を見据え、「10 年後も選ばれ続ける学園」を目指す長期ビジョン「Vision100」を策定・公表しています。このビジョンを実現するための具体的な行動計画として、法人本部および各設置機関において 3 年毎の「中期事業計画」を定め、さらにこれを単年度の事業計画へと落とし込む計画体系を構築しています。 中期事業計画は、本学の教学・経営の中核をなす計画であり、その策定にあたっては教学・運営の方向性を明確にするための策定方針を定めています。計画の策定プロセスにおいては、各学部・研究科および各事務組織からの意見を適宜聴取・反映する体制を整備し、大学計画検討委員会で諮り計画を策定しています。 また、計画の具体性を確保するため、教学および大学運営に関する各種データやエビデンスに基づき、年度ごとに達成すべき目標や事業項目を明確化しています。これにより、教育研究体制の整備、地域連携の強化、生涯学習機能の充実など、社会的要請に応える取組を着実に推進できる仕組みを構築しています。 さらに、中期事業計画の進捗状況については毎年度点検・評価を実施し、その結果を次年度の事業計画や予算配分に反映することで、PDCA サイクルに基づく継続的な改善を図っています。これらの取組を通じ、本学は戦略的な大学運営体制を確立し、社会課題の解決や地域貢献を推進しています。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	長期ビジョンの進展状況、認証評価の結果、大学を取り巻く環境変化を踏まえ、中期事業計画を策定し、その実現に向けた進捗管理体制を整備しています。中期事業計画および年度事業計画の進捗管理については、大学が統括し、各学部・研究科および事務組織が定期的に進捗状況を報告する仕組みを設けています。これらの報告は学内の会議体で共有され、大学として取りまとめたうえで必要な意思決定機関へ報告する体制を確立しています。 進捗状況の把握にあたっては、学生数、教育成果指標、財務状況、地域連携事業の実績など、教学・大学運営に関する各種データを収集し、計画に設定した目標や成果指標（KPI）に照らして達成度を評価している。評価結果は、期中に必要な改善策を検討する際の根拠として活用され、事

	業内容や実施方法の修正を行うことで計画の実効性を高めています。 年度終了後には、達成状況を事業報告書として取りまとめ、承認を経て公表しています。これらの進捗管理と評価の結果は、PDCA サイクルに基づき次期中期事業計画へ反映され、計画の継続的な改善につながっています。
--	--

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1 ①	説明
社会の要請に応える人材の育成	建学の精神「偉大なる平凡人たれ」を基盤として、社会や産業の変化に対応できる実践的な人材の育成に取り組んでいます。近年の社会課題や社会的要請を踏まえ、地域連携や産学連携を通じて、社会に貢献できる能力の育成を重視しています。 また、社会人向け入学制度や科目等履修制度を活用し、キャリアアップや再学習を希望する社会人の受入れを進めています。さらに、地域連携事業や産業界との協働を通じて、社会人の学び直しに資する教育機会の提供に努めています。
実施項目 2－1 ②	説明
社会貢献・地域連携の推進	社会人コースの設置や市民講座の開講を通じ、時代の要請に応じた「生涯学習の場」「社会人の学び直しの場」として、地域との関わりを強化しています。 また、地元企業へのインターンシップを推進・強化し、実践的な学びの機会を提供するとともに、地元行政機関や産業界と協力し、地域の活性化に貢献する施策を実施しています。さらに、環境への配慮を重視し、「エコ推進プロジェクト」や「環境マネジメントシステム（OSU-EMS）」を導入し、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを推進しています。地域との連携強化を図りながら、社会課題の解決に貢献し、地域から信頼される学校運営に努めています。加えて、大規模災害などへの対応として、地域社会への支援・協力を実行できる体制強化に取り組み、災害時の支援活動や防災教育を推進しています。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2 ①	説明
多様性を受容する体制の充実	性別、年齢、障がい、国籍など、さまざまな背景を持つ学生や教職員を積極的に受け入れ、多様性を尊重した学内環境の整備と体制の充実に努めています。具体的には、障がいのある学生に対しては、合理的配慮の提供を含め、修学機会の確保と学修支援の充実に努めています。また、国際

	交流の推進にも力を入れており、留学生の受け入れ体制を強化するとともに、異文化理解を促進するプログラムを展開しています。さらに、ハラスメントの防止にも取り組み、相談体制の整備や啓発活動を通じて、すべての学生が安心して学べる環境づくりを目指しています。加えて、学生一人ひとりの学習状況に応じた柔軟な指導や、奨学金制度の充実により、多様な学びを支える体制の整備を進めています。このような取り組みを通じて、本学は、すべての構成員が安心して学び、働くことのできる、開かれた大学づくりを推進しています。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	男女共同参画社会の実現及び女性の活躍推進の重要性を認識し、役員や評議員等の構成においても多様性の確保に努めています。役員については、これまでも理事及び監事に女性を登用した実績はありますが、現時点（令和 8 年度）においては、理事・監事あわせて 18 名中、女性の構成員は 1 名となっていることから、引き続き、理事・監事の選任にあたっては、能力・適性に加えて、性別による多様性も考慮の上、選任することとしています。また、評議員については、現在 17 名中 1 名が女性であり、一定の多様性が確保されていますが、今後より一層、女性を含む多様な人材の登用に配慮した構成となるよう、取り組んでいます。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事会が法人運営において果たす役割の重要性を踏まえ、理事の人材確保に関する方針を明確にするとともに、選任過程の透明性を確保する以下の体制を整備しています。 1. 理事の人材構成と選任方針 寄附行為において次の通り、理事の選任区分を定めています。 ・設置校である大学・中高等学校の長（学長・校長）から 3 名 ・法人職員のうちから 3 名以上 5 名以内 を選任し、管理部門と教学部門との意思疎通を図る体制としています。 さらに、理事会における審議の多角化・高度化を図る観点から、外部人材として、 ・卒業生から 1 名 ・学識経験者等の外部理事を 5 名以上 6 名以内 を選任し、様々な分野における専門的知見を有する者が参画することで、法人運営における健全性と客観性を確保し

	ています。 2. 理事長に求める資質 寄附行為において、理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。また、理事会等の運営のほか、予算、事業計画及び中期計画を編成しなければならないと定められていることから、理事長においては、これらの業務全体を統括・推進することができる見識・人格・調整力が求めるものとしています。 3. 選任手続の透明性確保 理事及び理事長の選任に際しては、寄附行為及び寄附行為施行細則等に定める選任手続に則り、理事会及び評議員会において適正かつ透明性のある決議を経る体制としています。加えて、その選任過程や基準、人数等についても明文化し公表することにより透明性を確保しています。 なお、令和8年6月1日付の理事長選定に際しては、選定方法や法人運営の継続性、理事長に求められる資質等について理事会において活発な意見交換が行われました。その上で、寄附行為に定める選定手続に基づき、複数の候補者について理事会で審議及び採決を行い、過半数の支持を得た候補者を理事長に選定しました。
実施項目3-1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	1. 理事会運営の透明性の確保 理事会は、学校法人の最終的な意思決定機関として、寄附行為に定められた事項及び「理事会及び評議員会付議事項に関する規程」で明示された内容について審議を行い、法人運営に係る重要な決定を行っています。また、寄附行為において、理事長の業務を明確にすると共に常務理事及び業務執行理事の職務についても理事会にてその内容を定め、3か月に1回以上、理事会に報告を行うこととしています。さらに、理事会での審議・報告内容については、理事会の諮問機関である学園戦略会議にて事前に審議・調整等を行うと共に理事会開催後においては、事務系部課長会議での報告を通じて学園関係者に周知するなど、情報公開と説明責任を果たす仕組みを整備しています。 2. 評議員会との協働及び相互牽制体制の確立 理事会運営において、法令、寄附行為及び「理事会及び評議員会付議事項に関する規程」に基づき、あらかじめ評議員会に対して意見を聴かなければならない事項や決議を必要とする事項を定めると共に、理事・監事の選任機関を評議員会とすることにより、評議員会が単なる諮問機関にとどまらず、建設的な意見表明と牽制機能を担う役割を果たすことが可能な体制となっています。加えて、理事会・評議員会との間でそれぞれの役割の違いを踏まえつつ、法人全体のガバナンス向上のために協働体制の確立を図ってい

	ます。
実施項目 3-1 ③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事が学校法人運営に必要な識見を適切に習得し、その職責を十分に果たせるよう、情報提供及び研修機会の確保・充実に取り組んでいます。具体的には、理事会とは別に外部有識者理事・監事懇談会を実施し、学園の現状と課題を共有しています。また、理事に対しては、私学事業団が主催する研修会への参加についても積極的に働きかけを行っており、法制度やガバナンス、教育政策等に関する最新の知見を継続的に学ぶ機会の提供に努めています。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2 ①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事及び会計監査人（監査法人）がその職責を独立かつ中立的に遂行できるよう、以下のとおり、選任基準の明確化と選任過程の透明性の確保に努めています。 1. 監事の選任に関する規定と手続 監事の選任及び選任過程については、寄附行為及び寄附行為施行細則等において、その基準や過程、人数等を明文化し公表することにより透明性を確保しています。また、常勤監事における選定基準についても寄附行為にて明文化し公表しています。 2. 会計監査人の選任に関する規定と手続 会計監査人（監査法人）の選任に関しては、監事による意思決定と評議員会による決議など、寄附行為及び「理事会及び評議員会付議事項に関する規程」において、その基準や過程、人数等を明文化し公表することにより透明性を確保し、独立性と正当性が担保された選任手続が講じられています。
実施項目 3-2 ②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	ガバナンスの健全性及び監査体制の実効性を高めるため、以下のとおり、監事、会計監査人（監査法人）及び内部監査室の三者が連携し、監査の計画的な実施や情報共有に取り組んでいます。 1. 監査計画の策定 毎年度、次のとおり監査に関する計画を策定し、体系的な監査の実施を確保しています。 ・監事は「監事監査計画」を策定し、法人運営全体の統制状況や財務・業務執行に関する監査を計画的に実施しています。 ・内部監査室は「内部監査計画」を策定し、教育研究支援業務、事務手続の適正性、会計・資産管理状況などについてリスクベースで監査項目を設定しています。

	・会計監査人（監査法人）は「監査計画概要説明書」を作成し、監査を実施しています。 2. 三者連携による情報共有と意見交換 監査の効果的な実施と課題認識の共有を図るため、監事・会計監査人（監査法人）・内部監査室による三者情報交換会を年3回（5月・10月・1月）定期的に開催しており、以下のような事項について意見交換・協議を行っています。 ・三者がそれぞれ設定した監査計画・実施状況・結果の共有 ・監査で顕在化したリスクや課題の共有と改善提案 ・次年度に向けた連携項目や重点監査領域の調整
実施項目 3－2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事がその職責を適切に遂行できるよう、以下のとおり、必要な情報の提供および外部研修機会の確保・充実に努めています。 1. 監事への情報提供・連携体制 常勤監事は内部監査に同席し、監事の視点から助言・意見を述べるなど、内部監査室との連携を通じて監査機能の強化に寄与しています。往査以外でも、内部監査室と適宜情報交換を行い、不祥事や不適切事案に繋がるリスクの早期発見・対応に努めています。 また、毎月、常勤監事と理事長・常務理事・事務局長との意見交換会及び年2回、監事全員と理事長・常務理事との意見交換会を行い監事への情報提供・連携体制を構築しています。 2. 監事への研修機会の提供 監事全員が、文部科学省主催の「全国監事研修会（全監事対象）」にも参加し、外部知見の習得と最新制度動向の把握を図っています。 また、新たに就任した監事に対しては、大学監査協会が主催する「監査課題研究会議」や、文部科学省が主催する「新任監事研修会（在職2年未満対象）」等の情報を提供し、着任初期から監査業務に必要な知識を習得できるよう支援しています。

原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の選任方法や構成に関する考え方の明確化と、選任過程における透明性の確保を以下のとおり、努めています。 1. 評議員の選任に関する規定と手続 評議員の選任及び選任過程については、寄附行為及び寄附行為施行細則等において、その基準や過程、人数等を明文

	化し公表することにより透明性を確保しています。 また、選任する人数に関して、評議員総数の 2 分の 1 までを理事会において選任し、その残りを評議員会において選任することから、理事会と評議員会の両機関による相互関与を通じた公正な選任体制が構築されています。 2. 評議員の選任区分と構成割合の考え方 私立学校法をはじめ、建学の精神や設立の経緯、各設置学校の現状等を踏まえ、特定の利害関係者に偏ることなく多様な視点を反映すると共に、バランスと中立性の観点を含めたうえで、評議員の人数や属性構成について以下のとおり定めています。 評議員の定数については、実質的な議論が可能な人数とし、その選任区分については、法人職員のうちから 5 名を選任し、教育現場との意思疎通と現場の視点を反映すると共に、外部人材として、卒業生から 3 名以上 4 名以内、学識経験者等の外部評議員を 7 名以上 8 名以内選任し、卒業生による考えや視点のほか、経営・財務・マスコミ等の分野における専門的知見と客観的視点を持つ人材が参画することで、評議員会の審議の多角化と機能の高度化を図っています。
実施項目 3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	1. 評議員会運営の透明性の確保 評議員会は、寄附行為に定められた事項及び「理事会及び評議員会付議事項に関する規程」で明示された内容について審議を行い、学校法人の適正な運営に資する諮問機関としての責務を果たしています。 また、評議員会での議案は理事会等にて定め、審議内容は議事録として適切に記録・保存し、理事会への報告および必要に応じた関係者への周知を行うことにより、法人運営に対する説明責任と透明性を確保しています。 2. 理事会との協働及び相互牽制体制の確立 法令、寄附行為及び「理事会及び評議員会付議事項に関する規程」に基づき、あらかじめ評議員会に意見を聴かなければならない事項や決議を必要とする事項を定めると共に、理事・監事の選任機関を評議員会とすることにより、評議員会は単なる諮問機関にとどまらず、建設的な意見表明と牽制機能を担う役割を果たすことが可能な体制となっています。加えて、理事会・評議員会との間でそれぞれの役割の違いを踏まえつつ、法人全体のガバナンス向上のために協働体制の確立を図っています。
実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員が学校法人の適正な運営に必要とされる識見を十分に習得し、その職責を適切に果たすことができるよう、情報提供及び研修機会の確保・充実に取り組んでいます。

	新たに就任した外部有識者評議員に対して、理事長、常務理事や法人本部職員から意見交換の機会を設けることで、法人の運営状況等に関する情報提供を実施しています。また今後は、私学事業団、日本私立大学協会等が主催する各種研修会への参加機会についても積極的に案内・働きかけを行う予定であり、評議員が学校法人に関するガバナンス、法制度、教育政策等の最新の知見を継続的に習得できる体制づくりを推進しています。
--	--

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4 ①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	緊急時対応マニュアルを策定し、大学ポータルサイトに掲載しています。有事の場合はこれに則り対応することとしています。事業継続計画（BCP）については、現在、大阪府簡易版 BCP シートに準拠して自然災害対策版の BCP 整備を進め、また、今後、自然災害対策以外の分野についても対応する BCP 制定を期すこととしております。
実施項目 3－4 ②	説明
法令等遵守のための体制整備	教育・研究及び社会貢献を担う機関として、本法人に課せられた社会的使命と責任を自覚し、法令及び本法人の諸規程を遵守した誠実かつ公正な職務遂行を推進するため、以下のとおり、体制の整備に努めています。 1. 法令遵守に関する基本方針と行動指針 全ての役員・職員が高い倫理観と社会的良識に則り、法令・寄附行為・法人諸規程を遵守し行動することについて、規程の上位概念として「職員の行動指針」を策定すると共に、学内研修等を通じて全教職員への周知徹底を図っています。 2. 内部通報制度(公益通報体制)の整備 法令違反や不正行為、またはそのおそれのある行為に関する通報・相談を受け付ける内部通報窓口(公益通報制度)を、学内、学外及び監事の計 3 か所に設置しています。また、本制度については、大学 Web サイト及び法人 Web サイト等を通じて、周知徹底を行っており、適正な対応体制が構築されています。 3. 法令遵守に関する規程やガイドライン等の整備 研究費や研究活動に係る不正使用や不正行為防止に関する規程をはじめ利益相反マネジメント、ハラスメント防止に関する規程、各種ガイドライン等を整備し、法令遵守に取り組んでいます。 4. コンプライアンス強化に向けた取り組み 毎年度、「コンプライアンス強化期間」を設け、全ての部署を対象に、コンプライアンス意識の向上と業務点検等を実施しています。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	情報公開を適切に推進するため、「情報公開方針」を策定し、公開の対象者、方法、公開項目を明確にしています。情報公開方針では、財務・経営状況、教育・研究活動、学生支援、内部質保証に関する情報など、公開すべき情報の範囲を定めるとともに、Web サイト、刊行物、説明資料等を通じて公開する方法を規定しています。 また、学校教育法施行規則、私立学校法、日本私立大学団体連合会のガイドラインに基づき、法令で公表が義務付けられている情報については確実に公開しています。さらに、大学運営の透明性向上の観点から、教育研究活動や大学運営に関する情報を適切に公開する体制を整備し、公開項目の更新や内容の点検を定期的に行うことで、ステークホルダーに対する説明責任を果たしています。 これらの情報公開方針の策定と運用により、本学は透明性の高い大学運営を推進し、社会からの信頼向上に努めています。
実施項目 4－1 ②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	公表媒体は Web サイトでの公開を原則とし、「大学ポートレート」の活用に加えて、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレットなど、多様な媒体を通じて情報を発信しています。また、公表にあたっては、用語解説や分かりやすい説明を付すなど、利用者が必要な情報を理解しやすいよう説明方法を工夫しています。これらの取組により、幅広いステークホルダーに対して分かりやすく情報を届け、利便性の向上と情報公開の透明性確保に努めています。

Ⅱ－Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明
	特記事項なし